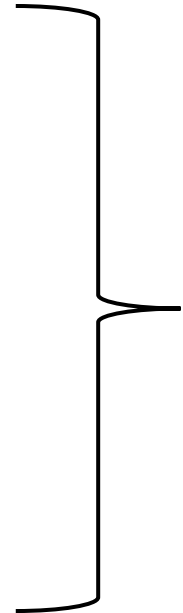


答申（案）の作成に向けて

早島町上下水道料金等審議会

答申（案）の構成（目次）

はじめに	○
1 水道料金の改定について	1
2 水道料金の算定期間について	2
3 水道料金の適正水準について	3
4 水道料金体系について	4
5 水道料金表について	5
6 付帯意見	6
おわりに	○



審議事項

附属資料

- (1) 諮問（写）
- (2) 早島町上下水道料金等審議会設置条例
- (3) 早島町上下水道料金等審議会審議経過
- (4) 早島町上下水道料金等審議会委員名

1 水道料金の改定について

給水人口及び有収水量については、2045（令和27）年度までは微増傾向にあるものの、収益的支出における受水費の上昇や企業債支払利息の増加等により、現行の水道料金体系を維持した場合、2025（令和7）年度以降、収益的収支は赤字に転ずることが見込まれる。特に、料金回収率は94%と既に100%を下回っており、現行の料金を維持した場合、2035（令和17）年度には58%にまで落ち込むことが予測されている。また、今後予定されている水道施設の再編や老朽化した施設の計画的な更新を着実に進めるためには、一定程度、企業債の借入に依存した財源確保が不可避であり、その結果、将来世代への負担が増大するとともに、2034（令和16）年度には、資金不足が生じるおそれがあることが確認された。

以上の状況を鑑み、持続可能な水道事業運営を確保し、安全・安心な水を将来にわたり安定的に供給するためには、独立採算の原則に則り経営の健全化を図ることが不可欠であり、水道料金の改定を行う必要があるとの結論に達した。

2 水道料金の算定期間について

公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金算定要領」（以下「算定要領」という。）では、料金算定期間は、おおむね3年から5年を基準とすることとされている。

さらに、近年は物価高騰や金利動向の変化など、社会経済情勢が大きく変動しており、長期にわたって経営状況を見通すことは困難である。

そのため、定期的な検証や見直しを行うことが重要であると考えられることから、今回の水道料金の算定期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とすることが妥当であると判断した。

3 水道料金の適正水準について

水道は町民生活及び地域社会を支える重要なライフラインであり、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくことが求められている。そのためには、水道事業の健全な経営を確保し得る適正な水道料金水準を設定することが不可欠である。

水道料金の算定にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に基づき、健全な事業経営が可能となるよう、公正かつ妥当な水準とすることが基本原則であり、総括原価方式による算定が求められている。

当審議会では、総括原価の算定に当たり、料金算定期間における財政見通しを確認するとともに、総括原価に算入する資産維持率の検討を行った。その結果、水道事業の安定的かつ持続的な運営を確保するとともに、物価高騰等の社会情勢の変化が懸念される中、災害や道路陥没等のリスクを未然に防止する観点から、資産維持率1%を総括原価に算入することが妥当であると判断した。

この算定により、料金算定期間における総括原価は11億654万2,000円となるが、現行料金体系を前提とした同期間における給水収益の見込額は7億7,467万5,000円にとどまり、3億3,186万7,000円の収入不足が生じる見通しとなった。

そこで、この収入不足を解消し、将来に向けて必要な資金を確保することにより、水道事業の経営の健全化を図るため、水道料金を平均42.87%引き上げることが必要であると判断するに至った。

4 水道料金体系について

算定要領に基づき、総括原価を基本料金及び従量料金に配賦した場合、基本料金の割合が59%、従量料金の割合が41%となる。一方、現行の料金体系においては、基本料金の割合が34%、従量料金の割合が66%となっており、算定要領に基づく基本的な配賦と比較して、基本料金の割合が著しく低い状況である。このため、使用水量の多寡にかかわらず固定的に発生する経費を十分に回収できておらず、このような状況を維持した場合、給水収益が使用水量の変動による影響を受けやすくなり、給水収益の安定性を損なうおそれがある。

そこで、給水収益を安定的に確保し、水道事業の経営の健全化を図るとともに、現行の料金体系からの急激な負担増を緩和する観点を踏まえ、基本料金の改定幅を従量料金の改定幅より高く設定することとし、5に掲げる水道料金表とした。

なお、早島町の現行の料金体系は用途別料金体系を採用しているが、今回の料金改定においては、口径別料金体系へ移行した場合、利用者間の負担格差が拡大するおそれがあることから、用途別料金体系を維持することが妥当であるとの判断に至った。

5 水道料金表について

(税抜き)

用途	区分	使用水量	料 金	
			現 行	改 定
家事営業用	基本料金	1 箇月 10m ³ まで	770 円	1,260 円
	超過料金 1m ³ につき	1 箇月 10m ³ を超え 30m ³ まで	103 円	136 円
		1 箇月 30m ³ を超え 50m ³ まで	117 円	155 円
		1 箇月 50m ³ を超え 100m ³ まで	131 円	173 円
		1 箇月 100m ³ を超えるもの	145 円	192 円
臨時用		1m ³ につき	262 円	374 円

6 付帯意見

今回の水道料金の改定にあたり、次のとおり付帯意見を付す。

水道料金の改定に関するこれまでの決定事項について、実施方法等に関する意見や要望を答申の付帯意見に反映させるものです。審議会委員の皆様にご意見をいただきたいと考えています。